

【事案 I - 1】火災共済契約の無効請求

・2019年4月19日 裁定打切り

<事案の概要>

高齢の親（当時88歳）が火災共済に加入したが、同一住宅に対して同居の子である申立人が他団体で火災共済に加入しているため重複契約となった。内容を十分に理解せずに契約締結したことが重複契約の原因であることから契約無効を求めたが、被申立人は、契約は有効であると主張したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、契約を無効にして共済掛金を全額返金せよ、との判断を求める。

2. 申立ての理由

被申立人は、同居の子が同一家屋に対して他団体の火災共済に加入していたことを知っていたにもかかわらず加入勧奨している。他団体との二重契約には意味がないことから、高齢の契約者は契約内容を十分に理解していたとは考えられない。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

契約者は、契約内容を理解したうえで、契約締結の意思を示し、契約申込書に自署押印している。当時、契約者は、日常会話に不自由はなく、預貯金口座の管理なども自身で行なっていたため、契約締結時の判断能力は十分にあったと考える。

<裁定の概要>

審議会では、本件の争点は、本件共済契約締結の際の契約者の判断能力の有無であると認識し、双方の主張にかかる提出資料を慎重に検討したが、これら資料によっては、本件共済契約締結の際に、契約者に判断能力があったかどうかを判定することはできないため、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第十号における「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立て内容がその性質上、裁定を継続することは適当でないと認められたため、裁定打切りとした。